

滋賀県地域医療再生計画案の概要について

厚生・産業常任委員会 資料
平成25年(2013年) 5月15日
健康福祉部医療福祉推進課

地域医療再生臨時特例交付金の概要

◎都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定以降に生じた状況の変化に対応するための追加支援(平成24年度政府補正予算)

(1) 対象地域 都道府県単位

(2) 計画期間 平成25年度まで(ただし、平成25年度末までに開始する事業を計画に盛り込むことが可能。最大平成27年度末まで延長可能)

(3) 予算総額 500 億円

(4) 計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者会議で実施

(5) 主な交付条件

○官民問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映すること。

○主な対象事業は、医師確保対策、在宅医療の推進、災害医療にかかる事業とすること。

○医師確保対策および在宅医療の推進にかかる事業内容は必ず検討し、盛り込むこと。

○基金充当額は15億円以内。(ただし、医師確保対策および在宅医療推進で5億円以内)

滋賀県地域医療再生計画案の概要について

これまでの経過および今後のスケジュール

平成25年 2月15日 国補正予算成立

2月28日 厚生労働省より通知発出

3月13日 関係機関への意見・提案照会

(各病院、病院協会、私立病院協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、滋賀医科大学、各市町)

3月27日 意見・提案提出期日 ※提案 → 事業費:25.6億円／基金:21.7億円

5月10日 医療審議会への意見聴取

：

5月15日 県議会へ報告

5月31日 国への計画(案)提出期日

6月～7月 国有識者会議の開催、計画(案)の審査 ※計画の評価・助言

7月頃 交付額内示

8月頃～ 交付申請・交付決定

滋賀県地域医療再生計画(案) H25年度(追加)

